

# 心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み)の障害認定基準の見直し(概要)

現 行

1 級

- ・ペースメーカー等を植え込んだ方

見直し後

(平成26年4月以降)

1 級

- ・クラス I ※の状態でペースメーカー等を植え込んだ方
- ・クラス II ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツの値が2未満の方

3 級

- ・クラス II ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が2以上4未満の方

4 級

- ・クラス II ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が4以上の方

※「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)

## ※見直し後の新基準の注意事項

- ・見直し前に申請した方には新基準は適用しない

(平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定)

- ・ICDを植え込んだ方も同じ基準を適用

- ・先天性疾患(18歳未満で心疾患を発症した方)、弁移植・弁置換については従来どおり1級

- ・メッツ値について、症状が変化する場合は、症状がより重度の状態(1番低い値)を採用する

- ・3年以内に再認定を行う(1級:メッツ値2未満、3級:メッツ値2以上4未満、4級:メッツ値4以上)

[詳細版はこちら](#)

[厚生労働省からの依頼はこちら](#)